毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和８年10月30日
金　曜　日

第5586号

目　　次

規　　則

○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則　1

告　　示

○特別保護地区の指定　2
○鳥獣保護区の存続期間の更新　6
○休猟区の指定　18
○特例休猟区の指定　19
○特定猟具使用禁止区域の指定
○車両制限令第３条第１項第２号イの規定による道路の指定　20
○換地処分　21
○救急病院の認定
○指定障害児通所支援事業者の指定　22

規　　則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年10月30日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

富山県規則第48号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第２条の表の14の項の右欄の第２号の３中「経由事務」の次に「（情報通信技術活用法第６条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う

申請（法第87条第１項において準用する法第７条第１項の場合は届出）に係るものを除く。）」を加え、同欄の第２号の４中「経由事務」の次に「（情報通信技術活用法第６条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請に係るものを除く。）」を加え、同欄の第４号の３及び第４号の４中「経由事務」の次に「（情報通信技術活用法第６条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う通知に係るものを除く。）」を加え、同欄の第40号中「工事監理者等決定届出書」の次に「（富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第３条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う届出を除く。）」を加え、同欄の第42号中「取下届出書」の次に「（情報通信技術利用条例第３条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う届出を除く。）」を加え、同欄の第43号中「申請書等記載事項変更届出書」の次に「（情報通信技術利用条例第３条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う届出を除く。）」を加え、同欄の第44号中「工事取りやめ届出書」の次に「（情報通信技術利用条例第３条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う届出を除く。）」を加え、同表の19の項の右欄の第５号中「富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号。以下「情報通信技術利用条例」という。）」を「情報通信技術利用条例」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（ワンチームとやま推進室）

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

告　　示

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

富山県告示第452号

特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第１項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第４項にお

いて準用する同法第15条第２項の規定により公示し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月30日

富山県知事　新　田　八　朗

１　特別保護地区の名称

大笠鳥獣保護区特別保護地区

２　特別保護地区の区域

別紙図面に表示する区域

３　特別保護地区の存続期間

令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

４　特別保護地区の保護に関する指針

⑴　指定区分

森林鳥獣生息地

⑵　指定目的

指定予定地は、白山国立公園内の標高 900メートルから 1,600メートルまでの山岳地域にあり、ブナやミズナラ、トチノキ、ヒメコマツ等で構成される天然林が自然度の高い良好な状態で保存されている。また、当該区域は、環境省が作成したレッドデータブックに掲載されているイヌワシ、クマタカ等の貴重な野生鳥獣の生息地となっている。

このため、当該区域をこれまで同様、特別保護地区に指定し、行為の制限等を行うことにより森林性の野生鳥獣の生育地の保全を図るものである。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第453号

特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第

29条第１項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第４項において準用する同法第15条第２項の規定により公示し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月30日

富山県知事　新　田　八　朗

１　特別保護地区の名称

氷見海岸鳥獣保護区特別保護地区

２　特別保護地区の区域

別紙図面に表示する区域

３　特別保護地区の存続期間

令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

４　特別保護地区の保護に関する指針

⑴　指定区分

集団渡来地

⑵　指定目的

当該区域周辺は、島、岩礁、海食崖、砂浜等により構成される変化に富んだ海浜地形であるため、多くの水鳥が見られ、また、春秋の渡りの季節には、シギ・チドリ類の渡り鳥も数多く見られる。当該区域は、灘浦沖に浮かぶ富山県内最大の島であり、レッドデータブックとやま2025に掲載されているハヤブサ及びクロサギ等の貴重な鳥類が見られるほか、生物学的にも貴重な動植物相を呈している。また、当該区域は、能登半島国定公園の特別保護地区及び県の天然記念物に指定されており、生物学上貴重な文化財として重要視されているだけでなく、県民にも広く親しまれている。

このため、当該区域を特別保護地区に指定し、自然環境の保全を図り、野生鳥獣の生息環境を維持するとともに、県民等が気軽に野鳥観察等を体験できるようにするものである。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第454号

特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第１項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第４項において準用する同法第15条第２項の規定により公示し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月30日

富山県知事　新　田　八　朗

１　特別保護地区の名称

白木峰・金剛堂山鳥獣保護区特別保護地区

２　特別保護地区の区域

別紙図面に表示する区域

３　特別保護地区の存続期間

令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

４　特別保護地区の保護に関する指針

⑴　指定区分

森林鳥獣生息地

⑵　指定目的

当該区域は、県南部に位置する白木峰及び金剛堂山付近に位置し、植生はブナの天然林となっており、山頂部付近は高層湿原が点在し、植生の変化に富む地域となっている。このような自然環境を反映して、タカ類やツキノワグマなどをはじめとした多種多様な鳥獣の生息地として特に重要な地域となっている。

このため、当該区域を特別保護地区に指定し、行為の制限等を行うことにより森林性の野生鳥獣の生息地の保全を図るものである。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第455号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において準用する同法第15条第２項の規定により公示し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月30日

富山県知事　新　田　八　朗

１　鳥獣保護区の名称

城山鳥獣保護区

２　鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

３　鳥獣保護区の存続期間

令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

４　鳥獣保護区の保護に関する指針

⑴　指定区分

森林鳥獣生息地

⑵　指定目的

この区域は、日本海に接する丘陵地帯及び小島が点在する海面からなっており、植生は、標高 248メートルの城山を中心に広葉樹林帯が広がり、一部にスギの造林地が点在している。また、海岸に接する一帯には「鹿島樹叢」があり、その一帯は、朝日県立自然公園として指定されている。このように、当該区域は、鳥獣の良好な生息環境が維持されているほか、渡り鳥の経路にもなっており、春秋の渡りの季節には多くの種類の渡り鳥が見られる。また、海岸沿いは、水鳥の良好な生息環境にもなっている。

このため、これらの野生鳥獣の保護繁殖を図るものである。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第456号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において準用する同法第15条第２項の規定により公示し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月30日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

１　鳥獣保護区の名称

大平鳥獣保護区

２　鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

３　鳥獣保護区の存続期間

令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

４　鳥獣保護区の保護に関する指針

⑴　指定区分

森林鳥獣生息地

⑵　指定目的

この区域は、新潟県境に接する境川の上流地帯に位置し、標高約 400メートルから 1,600メートルまでの山岳地帯にある。当該区域は、その全域が国有林であり、その地形は変化に富み、渓流が多く存在している。また、植生は、ブナ、ミズナラ等の広葉樹がほとんどを占めており、自然度の高い良好な状態で保存されている。さらに、当該区域は、渡り鳥の経路にもなっており、低山帯から亜高山帯にかけ、多くの種類の鳥獣が生息する良好な環境となっている。

このため、これらの野生鳥獣の保護繁殖を図るものである。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第457号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において準用する同法第15条第２項の規定により公示し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月30日

富山県知事　新　田　八　朗

１　鳥獣保護区の名称

大笠鳥獣保護区

２　鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

３　鳥獣保護区の存続期間

令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

４　鳥獣保護区の保護に関する指針

⑴　指定区分

森林鳥獣生息地

⑵　指定目的

この区域は、石川県及び岐阜県との県境に接し、庄川の支流である境川の西側の標高 500メートルから 1,800メートルまでの山岳地帯に位置し、その大部分が白山国立公園に指定されている。当該区域は、その全域が国有林であり、植生としては、ブナやミズナラ、トチノキ、ヒメコマツ等の天然林で構成されており、自然度の高い良好な状態で保存されているため、森林性鳥獣の生息に適した状態となっている。

このため、引き続き鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第458号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において準用する同法第15条第２項の規定により公示し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月30日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

１　鳥獣保護区の名称

小口川鳥獣保護区

２　鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

３　鳥獣保護区の存続期間

令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

４　鳥獣保護区の保護に関する指針

⑴　指定区分

森林鳥獣生息地

⑵　指定目的

この区域は、県の南部の常願寺川の支流である小口川の南側に位置し、標高約 800メートルから 1,700メートルまでの山岳地帯にある。当該区域は、その全域が国有林であり、植生は、主としてブナ、ミズナラ、カンバ等の広葉樹で構成されており、森林性の鳥獣の生息に適した自然環境が保存されている。

このため、これらの森林性の鳥獣の保護繁殖を図るものである。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第459号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において準用する同法第15条第２項の規定により公示し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月30日

富山県知事　新　田　八　朗

１　鳥獣保護区の名称

氷見海岸鳥獣保護区

２　鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

３　鳥獣保護区の存続期間

令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

４　鳥獣保護区の保護に関する指針

⑴　指定区分

集団渡来地

⑵　指定目的

この区域の海岸線の延長は、約24キロメートルに及び、県内の海岸線の約４分の１に相当し、また、当該区域は、島、岩礁、海食崖、砂浜等により変化に富んだ海浜地形を呈している。植生は、海浜植物が多く、クロマツ、ネムノキ等も見られる。また、多くの水鳥がみられ、岩礁地帯は、水深が５メートルから10メートル程度であることから、潜水性海鳥の格好の採餌場となっている。さらに、春秋の渡りの季節には、シギ・チドリ類の渡り鳥も数多く見られ、鳥獣の生息に適した環境となっている。

このため、これらの野性鳥獣の保護繁殖を図るものである。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第460号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において準用する同法第15条第２項の規定により公示し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月30日

富山県知事　新　田　八　朗

１　鳥獣保護区の名称

利賀鳥獣保護区

２　鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

３　鳥獣保護区の存続期間

令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

４　鳥獣保護区の保護に関する指針

⑴　指定区分

森林鳥獣生息地

⑵　指定目的

この区域は、小牧ダム上流の庄川及び同川の支流である利賀川に囲まれた標高約 300メートルから 800メートルまでの地帯に位置している。植生は、主としてブナ、ナラ等の広葉樹で構成されており、一部にスギ等の造林地を含んでいるが、自然環境は良好な状態で保存され、森林性の鳥獣の生息に適した環境となっている。

このため、これらの森林性の鳥獣の保護繁殖を図るものである。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第461号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において準用する同法第15条第２項の規定により公示し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月30日

富山県知事　新　田　八　朗

１　鳥獣保護区の名称

座主坊鳥獣保護区

２　鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

３　鳥獣保護区の存続期間

令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

４　鳥獣保護区の保護に関する指針

⑴　指定区分

森林鳥獣生息地

⑵　指定目的

この区域は、県の南部の常願寺川右岸の標高約 600メートルの山々に囲まれた山麓地帯に位置し、中部山岳国立公園の立山ルート入口に当たる。植生は、ナラ、カエデ、ミズキ等の広葉樹が多く、一部にスギの造林地を含んでいるが、自然環境は良好な状態で保存され、森林性の鳥獣の生息に適した環境となっている。また、ツグミ、アトリ、カシラダカ等の渡り鳥の経路にもなっている。

このため、これらの野性鳥獣の保護繁殖を図るものである。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第462号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において準用する同法第15条第２項の規定により公示し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月30日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

１　鳥獣保護区の名称

白木峰・金剛堂山鳥獣保護区

２　鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

３　鳥獣保護区の存続期間

令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

４　鳥獣保護区の保護に関する指針

⑴　指定区分

森林鳥獣生息地

⑵　指定目的

この区域一帯は、富山平野中央を流れる神通川支流の大長谷川、百瀬川上流に位置し、標高約 200メートルの丘陵帯から標高約 1,600メートルの山地帯上部に至る地域であり、植生としては丘陵帯にはコナラやホオノキ等の夏緑樹林が、標高約 600メートル以上になるとブナ林が見られる。このような自然環境を反映して、タカ類やフクロウまた、ツキノワグマやムササビなど多種多様な鳥獣が生息している。

このようなことから、鳥獣の好適な生息環境である当該区域を鳥獣保護区として設定し、鳥獣の保護を図るものである。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第463号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において準用する同法第15条第２項の規定により公示し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月30日

富山県知事　新　田　八　朗

１　鳥獣保護区の名称

奥神通鳥獣保護区

２　鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

３　鳥獣保護区の存続期間

令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

４　鳥獣保護区の保護に関する指針

⑴　指定区分

森林鳥獣生息地

⑵　指定目的

この区域は、県の中央を流れる神通川の上流部に同川に沿って位置する川面（標高約 100メートル）から下山（標高 450.4メートル）に至る地域であり、当該区域の大部分は、神通峡県定公園及び神通峡自然環境保全地域に指定されている。植生としては、コナラ、リョウブ、アカマツ、ウラジロガシ等が見られる。また、当該区域には水域、農耕地、森林及び河岸断崖があり、富山県では生息数が少ないブッポウソウ及びヤマセミが生息しているほか、秋冬にかけてはカモ類が見られる等、四季を通じて数多くの鳥類が見られる。

このため、これらの野性鳥獣の保護繁殖を図るものである。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第464号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において準用する同法第15条第２項の規定により公示し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月30日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

１　鳥獣保護区の名称

奥五位鳥獣保護区

２　鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

３　鳥獣保護区の存続期間

令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

４　鳥獣保護区の保護に関する指針

⑴　指定区分

森林鳥獣生息地

⑵　指定目的

この区域は、能登半島基部を南北に伸びる丘陵性山地の標高約 200メートルから 240メートル及び 350メートルから 500メートルまでの地域で高岡市福岡町沢川集落を挟んで北西及び南東に位置する２つの区域であり、ため池、小渓流及び沢が多数あり、その地形は変化に富んでいる。植生としては、低山性のコナラ等の広葉樹のほか、アカマツ、スギ等が見られる。また、農耕地や造林地が多い里山が近接していることから、林縁性のホオジロ、ヒヨドリ等をはじめ、ヤマガラ、メジロ等の留鳥及びサンショウクイ、ホトトギス等の夏鳥が多い。さらに、当該区域は、全国的にも渡り鳥の経路として有名であり、春秋の渡りの季節には多くの渡り鳥を見ることができる。

このため、これらの野性鳥獣の保護繁殖を図るものである。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に

供する。）

（自然保護課）

富山県告示第465号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において準用する同法第15条第２項の規定により公示し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月30日

富山県知事　新　田　八　朗

１　鳥獣保護区の名称

医王山鳥獣保護区

２　鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

３　鳥獣保護区の存続期間

令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

４　鳥獣保護区の保護に関する指針

⑴　指定区分

森林鳥獣生息地

⑵　指定目的

この区域は、県西部の石川県境と接する標高約 140メートルから 938.9メートルまでの奥医王に至る地域に位置し、大小の渓流及びため池が多数あり、当該区域の大部分が医王山県立自然公園に指定されている。植生としては、山麓部ではスギ、ヒノキ、コナラ、クリ等が、中腹部ではコナラ等に混じってリョウブ、マルバマンサク、ヒメアオキ等が、標高 500メートル付近からはブナが見られ、国見峠付近では樹林を形成している。また、当該区域には、森林性の鳥獣が多く生息し、県内では比較的珍しいサンコウチョウ及びハチクマも繁殖

しており、鳥獣にとって良好な生息環境となっている。さらに、当該区域は、能登半島に連なる冬鳥の渡りの経路にもなっており、春秋の渡りの季節にはツグミ、シロハラ等の多くの渡り鳥を見ることができる。

このため、これらの野性鳥獣の保護繁殖を図るものである。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第466号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定により鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第９項において準用する同法第15条第２項の規定により公示し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月30日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

１　鳥獣保護区の名称

常願寺川河口鳥獣保護区

２　鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

３　鳥獣保護区の存続期間

令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

４　鳥獣保護区の保護に関する指針

⑴　指定区分

集団渡来地

⑵　指定目的

この区域は、渡り鳥の越冬地又は中継地となっていることから、多種多様な水鳥が飛来し、また、レッドデータブックとやま2025に掲載されているミサゴ、

コアジサシ、ヒクイナ等の貴重な野鳥も見られ、野鳥の保護繁殖のため重要な地域である。さらに、この区域は、富山市街から近いこともあり、当該区域を県民の探鳥の場として提供することにより、鳥獣保護思想の普及啓発を図ることができる。

このため、これらの野生鳥獣の保護繁殖を図るものである。

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第467号

休猟区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第１項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第３項の規定により公示し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月30日

富山県知事　新　田　八　朗

名称	区域	存続期間
高清水休猟区	別紙図面に表示する区域	令和８年11月１日から 令和11年10月31日まで
埴生休猟区	同上	同上
東石黒休猟区	同上	同上

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第468号

特例休猟区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第１項の規定により、次のとおり第二種特定鳥獣に関し、捕獲等をすることができる区域を指定するので、同条第４項において準用する同法第34条第３項の規定により公示し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月30日

富山県知事　新　田　八　朗

名称	区域	存続期間	第二種特定鳥獣の種類
高清水休猟区	別紙図面に表示する区域	令和８年11月１日から令和11年10月31日まで	イノシシ ニホンジカ
埴生休猟区	同上	同上	同上
東石黒休猟区	同上	同上	同上

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第469号

特定猟具使用禁止区域の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第３項の規定により公示し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月30日

富山県知事　新　田　八　朗

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類

呉羽特定猟具使用禁止区域	別紙図面に表示する区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで	銃器
雨晴特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上
東五位・立野地区特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課HPに添付して縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第470号

車両制限令第３条第１項第２号イの規定による道路の指定について

車両制限令（昭和36年政令第 265号）第３条第１項第２号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和８年10月30日

富山県知事　新　田　八　朗

１　指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道 富山環状線	富山市飯野字六反田割８番３から 富山市宮町 333番２まで

２　指定する期日

令和８年11月１日

富山県告示第471号

車両制限令第３条第１項第２号イの規定による道路の指定について

車両制限令（昭和36年政令第 265号）第３条第１項第２号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定を次のとおり解除する。

令和８年10月30日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

１　指定を解除する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道 156号	大野郡白川村小白川地先から 南砺市上中田字鎌沼 441まで

２　指定を解除する期日

令和８年11月１日

富山県告示第472号

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の２第９項の規定により、令和８年10月29日県営農地整備事業石黒東部地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第４項の規定により公告する。

令和８年10月30日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

富山県告示第473号

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第２条第１項の規定により告示する。

令和８年10月30日

富山県知事　新　　田　　八　　朗

名称	所在地	開設者	認定有効期間
あさひ総合病院	下新川郡朝日町泊 477番地	朝日町	自　令和８年11月８日 至　令和11年11月７日
不二越病院	富山市東石金町11番65号	株式会社不二越	自　令和８年11月25日 至　令和11年11月24日
医療法人財団正友会中村記念病院	氷見市島尾 825番地	医療法人財団正友会	自　令和８年12月１日 至　令和11年11月30日

富山県告示第474号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の５の３第１項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の５の25第１号の規定により公示する。

令和８年10月30日

富山県知事　新　田　八　朗

指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
児童発達支援	令和８年８月１日	1650200361	社会福祉法人くるみ	高岡市佐野 548番地２	りすの森 malu	高岡市上黒田 269番地１の１

令和８年10月30日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番